

## 「平成23年東北地方太平洋沖地震」「長野県北部の地震」 「静岡県東部の地震」に伴う土砂災害について

### 1. 応急対応

#### ① 土砂災害の発生状況の把握

【東北地方太平洋沖地震】計 85 件 【死者 19 名】

【長野県北部地震】 計 22 件

【静岡県東部地震】 計 3 件

■ 合計 110 件 【死者 19 名】 (12 県もの広範囲で発生)

※上記の他、多数の山腹崩壊あり。

※上記の他、岩手県沿岸部では山火事による被害あり。

#### ② 改正土砂法に基づく緊急調査の必要性は無し

・「岩手・宮城内陸地震 (H20)」や「新潟中越地震 (H16)」で天然ダムが発生した箇所については大きな変状なし。

・ヘリ調査等の現地調査の結果、新たな天然ダムの発生は見られなかった。

#### ③ 砂防関連施設の点検

◇直轄事務所 1, 952 箇所 点検完了

◇17 都県 4, 324 箇所

(予定箇所 4, 352 箇所のうち、99%の進捗)

・県管理施設の一部に変状を確認。

#### ④ 土砂災害危険箇所や砂防関連施設の点検時に変状が見られた箇所については随時応急対策を実施。

## 2. 出水期までの対策

### ① 土砂災害警戒情報の発表基準の暫定的運用

土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準よりも引き下げ、気象庁と連携し、震度5強以上観測した17都県240市区町村において暫定的に運用。地域住民に土砂災害の危険度が高くなる見込みであることを、地震発生前と比較し、きめ細かに周知。

※17都県240市区町村の土砂災害危険箇所約5万箇所には約85万人が生活（域内人口約2,500万人）

### ② 土砂災害危険箇所等の点検実施

点検の実施にあたっては、TEC-FORCEによる県への支援を実施。

4月24日現在、震度5強以上を観測した市区町村を有する17都県のうち、積雪等で点検不可能な箇所を除き13県において点検を実施済み。

（点検対象箇所31,344箇所のうち、21,678箇所（約69%）の進捗）

※4月7日に発生した宮城県沖の地震により、点検対象箇所等を見直し。

### □ 土砂災害危険箇所等の点検の結果の活用

- ・市町村に点検結果を周知し、円滑な警戒避難の実施に活用。
- ・対策が必要な箇所について、危険な状況に緊急に対処するため早急な対策を実施。

### ③ 震災による土砂の崩壊、地すべり等により被害が発生した地区において、危険な状況に緊急に対処するための砂防設備等の整備を実施。

## 3. 抜本的な対策

### ① 震災による土砂の崩壊等が発生した一連の地区に対し、出水期までの応急対策に引き続き、再度災害を防止するための抜本的な土砂災害対策を実施。

※災害関連緊急事業5件採択、事業実施。

### ② 被災地の復興のため、安全・安心なまちづくりと一体となった土砂災害対策を実施。

### ③ 土石流危険渓流等の土砂災害の恐れの高い渓流等において、砂防設備等の整備。

# 砂防設備の安全利用点検について

- ・ **今般の東北地方太平洋沖地震や新燃岳等の火山活動**により、被災のあった地域については地盤が広範囲に不安定化しており、**融雪及び通常より小さい降雨で土砂災害が発生することが懸念**される。また、地震で**砂防設備及び階段等の施設が変状している恐れ**がある。
- ・ 親水護岸等の砂防設備の一般利用が本格化する時期までに、利用者の安全確保の視点に立って、**砂防設備等の点検を適切に実施し、結果を情報発信することを周知**。
- ・ 震度5強以上を観測した地域は、「土砂災害警戒情報の暫定基準による運用」等がなされている地域であることに留意し安全利用点検を実施するよう周知。

## ◆砂防設備等の利用状況



GWや夏休みには、親水護岸等の一般利用が本格化するため、事前に施設点検を実施することが必要。

## ◆砂防設備等の安全利用点検の実施



「砂防設備等の安全利用点検の実施について(平成14年3月25日国河保第121号)」に基づき、親水護岸等の砂防設備の一般利用が本格化する時期までに、利用者の安全確保の視点に立って、砂防設備等の点検を適切に実施すること。また、震度5強以上を観測した地域は、「土砂災害警戒情報の暫定基準による運用」等がなされていることに留意し安全利用点検を実施するよう周知。

## ◆砂防設備の安全利用点検結果の情報提供

点検の結果、**変状が確認された箇所については、立ち入りの制限等の応急対策を実施**した上で、**ホームページ等を通じて広く情報発信していくこと**。